

一般社団法人日本循環器病予防学会  
理事の選任に関する細則

(目的)

第1条 定款第22条第1項および第23条第1項、第3項に基づき、理事の選任に関する事項は本細則に定める。

(理事の選任)

第2条 本細則により選出または指名された理事候補者は理事会、評議員会の議を経て社員総会の決議により理事に選任する。

- 2 第10条に定める理事選挙によって選出された理事候補者（以下「選出理事候補者」という。）から、選出直後の定時社員総会において選任された理事を選出理事とする。
- 3 理事長または別に定める細則で選出された理事長予定者によって指名された理事候補者（以下、指名理事候補者という）から、指名直後の定時または臨時の社員総会（以下「社員総会」という。）において選任された理事を指名理事とする。

(任期)

第3条 定款第26条に定める理事の任期は、各理事が選任された時期によらず、理事選挙直後の定時社員総会が終わったときから起算することとする。

(選出理事の補欠)

第4条 理事会は第2条第2項に定める選出理事が欠けた際には第10条第16項で定めた補欠の候補およびその順位に基づき、就任時64歳以下の候補から理事長が文書により同意を得て補欠に選定するものとする。

(理事の再任)

第5条 理事の再任は妨げない。

(理事の退任および解任)

第6条 定款第8条に基づき退会した理事は、退会した日をもって理事を退任したものとする。

- 2 定款第9条および定款第19条に基づき社員総会の決議により会員を除名された理事は、その決議によって理事を解任されたものとする。
- 3 定款第10条により会員の資格を喪失した理事は、定款第11条に基づき、資格喪失の日をもって理事を退任したものとする。
- 4 理事は理事長に辞任を申し出ることにより退任することができる。ただし前2項に該当する場合を除き、後任が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
- 5 理事または監事は、定款第27条に該当すると認められる理事、および、理事にふさわしくない行為があったと認められる理事について、理事会にその職務停止を求めることができる。理事会において職務停止が決議された理事は、評議員会の議を経て、直後の社員総会の決議により解任される。

(補充・追加する理事の選任)

第7条 理事がその任期中に退任した、または、解任された場合は原則として補充するものとする。

- 2 選出理事を補充する理事は第4条で選定された選出理事の補欠が社員総会の決議によって就任するものとする。ただし選出された地域区分に補欠の候補が不足する場合は欠員とする。
- 3 理事長は、前項の補欠が理事に就任するまでの間、理事会の承認により選出理事の代理に定めて職務の代行を委嘱することができる。ただし、選出理事の代理は理事会での議決権を持たない。
- 4 指名理事を補充する場合、または指名理事を追加する場合は、直後の社員総会で理事に選任されるまでの間、理事長が理事会の承認によりその代理を定めて職務を代行させることにより行う。ただし理事の代理は理事会での議決権を持たない。
- 5 理事の代理が選定された場合には、理事長は日本循環器病予防学会誌掲載その他の方法で遅滞なく会員に公示するとともに、直後の社員総会に報告しなければならない。
- 6 第1項にかかわらず、理事長または理事長予定者は指名理事を補充しないことができる。

(理事選挙)

- 第8条 選出理事候補者は理事選挙によって地域区分毎に選出する。
- 2 選出理事候補者の総数は14名以上18名以内とし、地域区分と地域区分別の定数は、選挙年度の4月1日現在の正会員数により理事会が定める。
  - 3 理事選挙の事務は、選挙管理委員会に関する細則に基づき設置される選挙管理委員会が管理する。
- 第9条 選挙権は選挙年度の4月1日現在における正会員及び名誉会員が持つものとする。
- 2 被選挙権は選挙年度の6月30日現在における63歳以下の評議員が持つものとする。ただし、選挙管理委員会が指定する選挙人名簿作成基準日までにやむを得ない事情により被選挙権の放棄を申し出た者は被選挙権を有しないものとする。
  - 3 前各項にかかわらず、選挙人名簿作成基準日現在において下記の各号いずれかに該当する者は、選挙権および被選挙権を持たないものとする。
    - 1) 退会した会員
    - 2) 除名された会員
    - 3) 会員の資格を喪失している会員
    - 4) 休会中の正会員
    - 5) 前年度会費が未納の正会員
    - 6) 前回の選挙において理事候補者への就任を正当な理由無く辞退した者
- 第10条 理事選挙は理事の任期が満了する定時社員総会の前年度を選挙年度とする。ただし、選挙年度の定時社員総会終了の翌日から3月31日までの間に実施しなければならない。
- 2 選挙期日および選挙人名簿作成基準日は選挙管理委員会が決定し、日本循環器病予防学会誌掲載その他の方法で会員に告知しなければならない。ただし、選挙人名簿作成基準日の告知は、前年度会費の納入期限日および被選挙権放棄の申出期限日の告知をもって代えることができる。
  - 3 選挙は地域区分毎に行い、各地域区分における選挙人名簿は、選挙人名簿作成基準日現在において本学会からの文書発送先として登録されている住所に基づき、選挙権者、被選挙権者、それぞれについて学会事務局が作成する。
  - 4 投票用紙は選挙権者に郵送し、返送された投票用紙の数を投票者数とする。ただしインターネット投票など郵送以外の適切な手段を講じる場合には、理事会の承認をもって郵送に代えることができる。
  - 5 投票は各地域区分の選挙権者が同じ地域区分の被選挙権者の氏名を定数の範囲内で投票用紙に記入することにより行い、記入欄が空白の投票用紙を白票、定数以上の氏名が記入された投票用紙と、記入欄に記入されている氏名等の記述に当該地域区分の被選挙権者名が含まれていなかった投票用紙を無効票とする。
  - 6 白票と無効票を除外した投票用紙を有効票とし、有効票に記入された当該地域区分の被選挙権者氏名を有効投票、それ以外の記述を無効投票とする。
  - 7 開票は選挙管理委員会が行う。
  - 8 同数得票者のある場合、2票以上得票した者の順位は、委員会が抽選によって決定し、順位最上位の者を当選者とする。
  - 9 理事選挙の当選者には当選した旨を文書で通知し、期日を指定して文書により就任受諾の有無を確認する。
  - 10 当選者は原則として就任を辞退してはならない。ただし正当な理由がある場合にはその理由を明記して辞退を申し出るものとする。
  - 11 当選者から就任受諾有無の意思確認が得られなかった場合には就任を正当な理由無く辞退したと見なすものとする。
  - 12 当選者が就任を辞退した場合には、第8項の順位により繰り上げて当選者を決定し、就任受諾が得られるまで第9～10項の手続きを繰り返す。
  - 13 開票結果確定後、選挙管理委員会は理事選挙開票結果報告書を理事長に速やかに提出しなければならない。報告書に記載する事項には以下の各号を含めるものとする。
    - 1) 選挙権者数（総数、および、地域区分別）
    - 2) 投票者数（総数、および、地域区分別）
    - 3) 有効票投票者数（総数、および、地域区分別）
    - 4) 白票投票者数（総数、および、地域区分別）

- 5)無効票投票者数（総数、および、地域区分別）
- 6)有効投票数（総数、および、地域区分別）
- 7)無効投票数（総数、および、地域区分別）
- 8)有効投票が投じられた被選挙権者の氏名と得票数および当落の別（地域区分別）
- 9)得票者の順位（地域区分別）
- 10)当選者、当選辞退者、繰り上げ当選者、落選者の氏名、および当選辞退の理由（地域区分別）

- 14 選挙管理委員会は地域区分別の当選者氏名を日本循環器病予防学会誌掲載その他の方法で遅滞なく会員に公示しなければならない。
- 15 理事長は第 13 項の報告書を選挙直後の定時社員総会までに理事会で報告するとともに、4 年以上保管しなければならない。
- 16 理事会は当選者を選出理事候補者に選定するとともに、2 票以上得票した落選者を補欠の候補者に定めその順位を決定する。

(指名理事候補者の指名)

- 第 11 条 直後の定時社員総会後に理事長の任にある者または任にあることが予定されてる者はその定時社員総会までの間、理事長予定者は理事に選任される定時社員総会までの間に指名理事候補者を指名することができる。ただし指名理事候補者が理事に選任された後の理事総数が定款で定められた理事数の上限を超えてはならず、指名理事数が選任直後の理事総数の約 3 分の 1 までになるようにしなければならない。
- 2 理事長または理事長予定者は、専門領域等を配慮して評議員から指名理事候補者を指名する。ただし、理事に選任される社員総会の日現在で満 64 歳以下の者を指名しなければならない。
  - 3 理事長または理事長予定者からの指名を文書で受諾したことをもって指名理事候補者として確定する。
  - 4 理事長または理事長予定者は確定した指名理事候補者の名簿を理事会、評議員会、社員総会に提出して理事候補者に指名したことを報告しなければならない。

(評議員の任務の停止)

- 第 12 条 定款第 41 条第 2 項に基づき、理事の任期中には評議員としての任務を解かれる。ただし評議員の身分は留保する。

(改定)

- 第 13 条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

(付則)

1. 本細則は、平成10年度開催の理事会、評議員会、総会の議を経て、平成10年(1998年)7月9日から施行する。
2. 本細則に準拠して最初に選出される理事の任期は、平成11年(1999年)開催の第34回総会終了の翌日から始まるものとする。
3. 平成10年(1998年)7月9日現在、役員(評議員、理事、監事等)である者の任期は、平成11年(1999年)第34回総会終了日までとする。

(付則)

平成 26 年 7 月 19 日一部改定内容（第 3 条第 2 項）

<改定前>

地域区分と地域別に選出する理事候補者定数は、当分の間、選挙年の 4 月 1 日現在の普通会員数により、理事候補者選挙管理委員会が定め、拡大常任理事会の承認を得る。なお、地域別に選出する地域区分と地域別に選出する理事候補者総数は理事定数の約 3 分の 2 とする。

<改訂後>

地域区分と地域別に選出する理事候補者定数は、選挙年の 4 月 1 日現在の正会員数により理事会が定める。なお、地域別に選出する理事候補者総数は理事定数の約 3 分の 2 とする。

(付則)

2018 年 5 月 29 日全部改定、細則名変更（旧細則名理事の選出に関する細則）  
2022 年度理事選挙実施時より施行

(付則)

2022 年 3 月 26 日に改定された細則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。